

障がい者のための 福祉ガイドブック

はじめに

このガイドブックは、障害のある方が、福祉制度を積極的に活用され、社会参加や自立した生活が送れることを祈って作成したものです。利用できるサービスや制度を広くご案内していますので、毎日の生活の中で、困ったとき、相談したいことが起きたときには、このガイドブックを大いに活用してください。

制度・事業についてもっと詳しく知りたい場合や申請等を行う場合には、後に記してあるお問い合わせ先にお尋ねください。

ご利用に当たって



このガイドブックは、主に身体障害、知的障害者及び精神障害者の方が対象になります。（介護保険も最後に記載）



個別の制度は、担当窓口がそれぞれ異なりますので、詳しくは本文をご覧ください。



紙面の都合上、本文は簡略な内容になっており、また、法律の改正などで内容が変更になることもありますので、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

平成19年12月 作成
(平成22年6月 一部改正)

高千穂町役場福祉推進課
高千穂町保健センターげんき荘



身体障害者手帳

身体に障害のある方の日常生活を支援するために、いろいろな援助の方法がありますが、これらの制度を利用するためには、基本的に「身体障害者手帳」が必要です。

身体障害者手帳は、本人（15歳未満の場合、その保護者）の申請に基づいて、目や耳、手足などの定められた程度の永続する障害があると認められたときに交付されます。



障害の範囲

- 視覚障害
- 聴覚又は平衡機能障害
- 音声、言語又はしよしゃく機能障害
- 肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障害）
- 内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）



障害の程度

重い方から順に、1級から7級まで分けられ、総合等級が1級から6級までの方に身体障害者手帳が交付されます。

*複数の障害がある方は、より重い等級になる場合があります。



交付を受けるためには（申請手続）

必要なものをそろえてお住まいの市町村役場に提出して下さい。

①初めての方

- 診断書及び意見書（指定の様式）
- 顔写真1枚
- 印鑑

②再交付をされる方

- ◎障害程度の変更、または障害の追加の場合
 - 診断書及び意見書（指定の様式）
 - 顔写真1枚
 - 印鑑
 - 手帳


*指定の様式は市町村役場で渡されます。

◎再認定の場合（再認定の時期は、手帳交付時期にお知らせします）
将来的に障害の程度の変化が予想される場合は、再認定が必要になりますが、該当者には、事前にお知らせしますので再申請して下さい。
申請に必要なものは、障害程度変更の場合と同じです。

- ◎手帳の紛失、破損の場合
- 顔写真1枚
 - 印鑑
 - 手帳（破損の場合）


＜注意事項＞

- ◎意見書・診断書は、必ず指定医師に記載していただくようお願いいたします。
- ◎顔写真は、上半身・脱帽で、撮影後1年以内のもの
（大きさは、たて4cm×よこ3cm）

 交付後の届出（以下の場合、手帳を提出して下さい）

- ①住所が変わった場合
ただし、市外に転出した場合は、転入先の市町村へ届け出てください。
- ②名前が変わった場合。
- ③手帳所持者が死亡した場合。
- ④障害程度が軽減し、身体障害者に該当しなくなった場合。

【お問い合わせ先】高千穂町役場 福祉推進課

 身体障害者障害程度等級表（別紙資料1）



療育手帳

療育手帳は、知的障がい児・者の保護および自立更生の援助を図るため、本人または保護者等の申請に基づいて交付されるもので各種福祉サービスを受けるための基本となるものです。



障害の程度（A・B1・B2で示されます）

○重度 A （おおむねIQ35以下）

○重度 B1 （おおむねIQ50以下）

○重度 B2 （おおむねIQ70以下）

*知能指数（IQ）により区分が困難または不相当と判断される場合は、「発達障害程度の指数」を参考に判定されます。



交付を受けるためには（申請手続）

必要なものをそろえてお住まいの市町村役場に提出して下さい。

①初めの方

○顔写真1枚

○印鑑

*申請する前に、児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けていただきますので、事前にご連絡ください。

<注意事項>

◎交付された手帳に次期判定年月日が記載されている方は、その判定年月日までに、児童相談所又は知的障害者更生相談所で改めて判定を受けてください。

◎顔写真は、上半身・脱帽で、撮影後1年以内のもの（大きさは、たて4cm×よこ3cm）



交付後の届出（以下の場合、手帳を提出して下さい）

①住所が変わった場合

ただし、市外に転出した場合は、転入先の市町村へ届け出てください。

②本人又は保護者氏名が変わった場合

（死亡などにより保護者が変わった場合も含みます）

③手帳所持者が死亡した場合。

④障害程度が軽減し、知的障害者に該当しなくなった場合。

【お問い合わせ先】 高千穂町役場 福祉推進課



精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害者の社会復帰と社会参加の促進を図るため、本人または保護者等の申請に基づいて交付されるもので、各種福祉サービスを受けるための基本となるものです。



障害の等級（1級・2級・3級で示されます）

- 1級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 3級 日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。



交付を受けるためには（申請手続）

必要なものをそろえてお住まいの保健所に提出して下さい。

①初めての方及び等級変更を申請される方

◎精神障害を支給事由とする年金等を受けている場合

- 年金証書の写し（特別障害給付金の受給者証でも可）
- 直近の振込先（支払）通知書等の写し
- 印鑑
- 顔写真1枚

*原則として障害年金と同じ等級になります。なお、厚生年金の一時金である障害手当金受給者は、3級になります。


◎その他の場合

- 医師の診断書（所定の様式）
- 印鑑
- 顔写真1枚

<注意事項>

- ◎手帳の有効期間は2年です。継続を希望する場合は、更新の手続きが必要になります。（申請方法は、①に準じます）
- ◎医師の診断書は、初診日から6ヶ月を経過した日以降のものに限ります。
- ◎顔写真は、上半身・脱帽で、撮影後1年以内のもの（大きさは、たて4cm×よこ3cm）

- ②手帳を紛失、破損した方
 - 手帳（破損の場合）
 - 印鑑
 - 顔写真1枚（必要に応じて）

 交付後の届出（以下の場合、手帳と印鑑を持参して届け出て下さい）

- ①住所が変わった場合
- ②氏名が変わった場合
- ③手帳所持者が死亡した場合。
- ④政令で定める精神障害の状態がなくなった場合。

【お問い合わせ先】 高千穂町役場 福祉推進課
高千穂町保健所



障害を支援する制度（福祉サービス）

ここからは、障害者を支援する制度について、早見表で示した順番に具体的に記載してあります。

その見方は次のとおりです。



対象者

- ◎手帳が必要な場合は、種類と障害程度を記載しています。
- ◎手帳が要件でない場合は、対象となる方を具体的に記載しています。
- ◎障害程度の等級は、重い順に1、2、3…（療育手帳はA、B1…）となりますので、例えば、3級以上という場合は、1、2、3級を意味しています。



内容

- ◎制度の内容を具体的に記載しています。



制限

- ◎実際に制度を利用する上で必要な条件を記載しています。
 - *「個人負担あり」は、所得税等に依じての負担や実費による負担が必要なものです。



申請に必要なもの

- ◎手帳、印鑑等、申請する際に必要なものを記載しています。（ただし、通常必要な申請書は、記載を省略しています。）
 - *各個人によって必要なものが異なる場合は、記載しておりませんので、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。



問い合わせ先

- ◎その制度についての担当窓口を記載しています。

【お願い】

各制度の利用については、事前申請が原則ですので、申請前に必ず担当窓口にお問い合わせいただきますようお願いいたします。



自立支援医療（更生医療）：医療費



対象者

18歳以上の身体障害者手帳を所持している方



内容

身体障害者の障害を軽減・回復させることを目的とする医療費の助成を行います。



制限

○自己負担あり

○医療機関の指定あり

○対象となる医療に制限あり（手帳の内容と医療の種類の関係あり）

①腎臓機能障害…血液透析、腹膜灌流、腎臓移植、免疫抑制療法等

②心臓機能障害…経皮的冠動脈形成術、冠動脈バイパス手術、大動脈弁置換術、ペースメーカー植え込み術等

③肢体不自由……人工関節置換術、人工骨頭置換術、関節形成術等

④視覚障害………水晶体摘出術、眼内レンズ挿入術、角膜移植術等

⑤聴覚障害………外耳道形成術、鼓室形成術、人工内耳埋め込み術等

⑥音声・言語・咀嚼機能障害…唇顎口蓋裂の手術及びその後の保定人工喉頭及び食道発声習慣療法等

⑦小腸機能障害…中心静脈栄養法

⑧HIVによる免疫機能障害…抗HIV療法、免疫調整療法等

⑨肝臓機能障害…肝移植術



申請に必要なもの

○手帳

○印鑑

○健康保険証

○診断書（所定の様式）

○特定疾病受給者証（透析患者のみ）



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



自立支援医療（育成医療）：医療費



対象者

- 18歳未満の身体に障害のある児童
- 現存する疾患を放置するとこれと同程度の障害を残すと認められる18歳未満の児童



内容

確実な治療効果（＝障害状況の軽減、改善）が見込まれ、生活能力を得るために必要な医療費の助成を行います。



制限

- 自己負担あり
- 医療機関の指定あり
- 対象となる医療に制限あり（障害区分と医療の内容は下記のとおり）

<一般障害>

- 肢体不自由
- 視覚障害
- 聴覚、平衡機能障害
- 音声、言語・咀嚼機能障害

手術による治療が主となるが補装具などによる治療（*）も対象となる場合あり。

*装具・徒手整復・牽引・包帯・理学療法・リハビリなどの手術によらない治療法。

<内臓障害>手術を行うもののみ対象

- 心臓機能障害
- 腎臓機能障害…人工透析療法、腎移植後の抗免疫療法に伴う医療も対象
- 小腸機能障害…中心静脈栄養療法に伴う医療も対象
- その他内臓障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸及び小腸機能障害以外は先天性疾患のみ）

<その他>

- 免疫機能障害（ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの）



申請に必要なもの

- 申請書
- 印鑑
- 意見書（所定の様式）
- 健康保険証（世帯全員）
- 所得課税証明書（必要に応じて）



問い合わせ先

- ◎各保健所



自立支援医療（精神通院医療）：医療費



対象者

精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態により、通院医療が必要な方。



内容

精神疾患を軽減・回復させることを目的とする医療費の助成を行います。宮崎県が支給認定を行い、市町村ではその申請を受けています。



制限

- 自己負担あり
- 医療機関の指定あり



申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②健康保険証
- ③診断書（所定の様式）
- ④意見書（所定の様式）
- ⑤障害年金などの収入がわかる書類又は所得・課税証明書

注1 ④と⑤は、必要に応じて提出していただきます。

注2 精神障害者保健福祉手帳と同時申請ができる場合があります。
詳しくは担当窓口までお問い合わせください。



問い合わせ先

- ◎高千穂町役場 福祉推進課
- 高千穂町保健所



重度心身障害者医療費助成：医療費



対象者

下記の手帳を所持している方

- 身体障害者手帳1、2級
- 療育手帳A
- 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1



内容

保険診療内において医療費の一部負担金を支払ったとき、その支払額から、入院・外来を問わず一人月額1,000円を控除した額を、本人の請求により助成します。

また、高額療養費等がある場合は、その額を差し引いて助成するか町が本人の委任を受けて代理受領を行います。

なお、平成18年12月から入院分医療費については、医療機関窓口で1月あたり1,000円の負担のみとなります。（県内のみ）



条件

- 所得制限あり。
- 各健康保険に加入していること。



申請に必要なもの

- 手帳
- 印鑑
- 健康保険証
- 本人名義の預金通帳（ゆうちょ銀行以外）
- 所得証明書（1月1日現在の住所が町外にあった場合）

*介護保険の自己負担金については助成しません（医療保険適応の医療費のみ助成対象）



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



ひとり親家庭等医療費助成：医療費



対象者

○ひとり親家庭の父又は母と養育しているその児童



内容

保険診療内において、医療費の一部負担金を支払ったとき、入院、外来を問わず、その支払い額（高額療養費及び付加給付金がある場合はその額を除いた額）から一人月額1,000円を控除する額を、本人の請求により助成します。児童については、18歳到達後の年度末まで。父母については、末子が20歳到達月末まで。



制限

○所得制限 ○各健康保険の加入



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



後期高齢者医療の適用：医療費



対象者

下記に該当する満65歳以上の方

○身体障害者手帳3級以上

ただし、①音声・言語・咀嚼機能障害…4級以上

②肢体不自由障害のうち、下肢機能障害…4級の1・3・4以上

○療育手帳A

○精神障害者保健福祉手帳2級以上

○障害基礎年金の2級以上程度

*上記以外に医師が後期高齢者医療の適用を相当と認める方（診断書が必要）



内容

後期高齢者医療は通常75歳以上の方に適用されますが、上記の対象者には任意で65歳から後期高齢者医療の申請ができます。後期高齢者医療の資格発生日は、申請日の翌月1日からです。



制限

○各健康保険の加入



申請に必要なもの

○手帳又は年金証書等の障害程度を証するもの

○印鑑

○健康保険証



問い合わせ先

◎高千穂町役場 保険課



特別障害者手当：手当・年金



対象者

政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方



内容

対象者本人に対し、毎年5月・8月・11月・2月に口座振込により手当てを支給します。

(平成22年度月額26,440円)



制限

- 重度障害者が在宅であること
- 所得制限



申請に必要なもの

- 印鑑
- 診断書（国が定める様式）
- 所得証明書（官公庁提出用：1月1日以降に町内へ転入された方のみ）

*各種公的年金等を受給している方は、別途年金等の証書の写し又はその振込先通帳の写しの添付が必要となります。

また、毎年8月に所得状況届が必要となります。（所得年度の更新、現状確認のため）

*診断書の内容によっては、障害認定の有期がかかる場合があります。その場合は定期的な診断書提出が必要となります。



問い合わせ先

- ◎高千穂町役場 福祉推進課
- ◎西臼杵支庁



障害児福祉手当：手当・年金



対象者

下記のいずれかに該当する20歳未満の児童

- 両眼の視力の和が0.02以下の児童
- 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の児童
- 両上肢の著しい障害あるいは両下肢の機能を全廃した児童、または体幹機能障害で座っていることができない児童
- 内臓機能等に重度の障害がある児童
- IQがおおむね20以下の児童



内容

対象児本人に対し、毎年5月・8月・11月・2月に口座振込により手当を支給します。（平成19年度月額14,380円）



制限

- 障がい児が在宅であること
- 所得制限



申請に必要なもの

- 印鑑
- 診断書（国が定める様式）
- 所得証明書（官公庁提出用：1月1日以降に町内へ転入された方のみ）

*各種公的年金等を受給している方は、別途年金等の証書の写し又はその振込先通帳の写しの添付が必要となります。

また、毎年8月に所得状況届が必要となります。（所得年度の更新、現状確認のため）

*診断書の内容によっては、障害認定の有期がかかる場合があります。その場合は定期的な診断書提出が必要となります。



問い合わせ先

- ◎高千穂町役場 福祉推進課
- ◎西臼杵郡支庁



特別児童扶養手当：手当・年金



対象者

- 20歳未満の障がい児を監護している方（父若しくは母）
- 20歳未満の障がい児を父母に代わって養育している方



内容

保護者本人に対し、毎年4月・8月・11月に口座振込により手当を支給します。

（平成19年度月額：1級 50.750円、2級 33.800円）



制限

- 障がい児が在宅であること
- 障がい児が障害を事由とする年金を受給していないこと



申請に必要なもの

- 印鑑
- 診断書（国が定める様式）
*身体障害者手帳又は療育手帳で代用できる場合あり。
- 世帯全員の住民票
- 戸籍謄本
- 申請者名義の預金通帳

*各種公的年金等を受給している方は、別途年金等の証書の写し又はその振込先通帳の写しの添付が必要となります。

また、毎年8月に所得状況届が必要となります。（所得年度の更新、現状確認のため）

*診断書の内容によっては、障害認定の有期がかかる場合があります。その場合は定期的な診断書提出が必要となります。



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



児童扶養手当：手当・年金



対象者

- 児童の父に重度の障害があり、その児童を監護、養育している方
- 離婚による母子世帯等で、その児童を監護、養育している方



内容

父が重度の障害の状態にある場合、その児童（18歳の年度末まで。障がい児は20歳未満）を監護、養育している方や母子世帯に支給します。



制限

- 所得制限
- 請求者及び児童が公的年金を受けていないこと、並びに児童が公的年金の加算対象者でないこと



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



重度心身障害者介護手当



対象者

政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方で、町長が支給認定を行った者。



内容

上記の介護人に対し、月額1万円を年3回（7月、12月、4月）に分割して支給します。



制限

- 障害者と介護人が同一世帯であること
- 身体障害者療護施設等に入所していないこと
- 病院又は診療所に継続して3ヶ月以上入院していないこと



申請に必要なもの

- 手帳（身障、療育、精神福祉）
- 印鑑
- 通帳（ゆうちょ銀行以外のもの）



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



障害基礎年金：手当・年金



対象者

国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気やけががもとで障害認定日（*）において、国民年金法における障害等級1・2級（身体障害者手帳の障害等級とは異なります。）に該当する方。ただし、20歳前に初診日のある方や60歳以上～65歳未満で国内在住中に初診日のある方も対象となります。

*障害認定日とは、初診日から1年6ヶ月を経過した日、又はその期間中に症状が固定した場合はその日。（症状固定日の特例のあるものについてのみ）

障害認定日に障害等級に該当しない場合、その後の状態が重くなって1・2級に該当するようになった方は、65歳到達日の前日までに支給の請求ができます。（事後重症制度）



要件等

○初診日の前日までに、一定の保険料の納付があること

○併給調整（障害年金以外の公的年金を受給できる場合は選択）

*65歳以降は障害基礎年金と老齢厚生年金（退職共済年金）または障害基礎年金と遺族厚生年金（遺族共済年金）は併給することができます。（平成18年4月1日から）



給付

障害の認定を受け月の翌月から、障害の程度が軽くなったり該当しなくなった月、または死亡した月まで支給されます。

なお、支給金額については、障害の等級及び子の加算額により異なります。



問い合わせ先

◎高千穂町役場 町民生活課

◎延岡社会保険事務所 TEL : 0982-21-5424



障害厚生年金：手当・年金



対象者

厚生年金加入中に初診日のある病気やけががもとで、障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日又はその期間中に傷病が治った日（症状が固定した日）において厚生年金法における障害等級1～3級（身体障害者手帳の障害等級とは異なります。）に該当する方

*事後重症制度あり（障害基礎年金と同様）



要件等

国民年金の障害基礎年金の保険給付要件を満たしていること



給付

障害の程度が1・2級の方には障害基礎年金（国民年金）に上乗せする形で、3級の方には厚生年金独自の給付として支給されます。また、支給開始月及び終了月は、障害基礎年金と同様です。なお、支給金額については、各人の給与収入の状況（報酬比例での計算）及び配偶者の加給年金の有無により異なります。



問い合わせ先

◎高千穂町役場 町民生活課

◎延岡社会保険事務所 TEL : 0982-21-5424



補装具（購入・修理）：補装具：介護保険と共通



対象者

身体障害者手帳を所持している方



内容

身体上の障害を補って、日常生活や社会生活をしやすくするため補装具（購入・修理）費を支給します。（事前に申請が必要となります）



制限

- 自己負担あり
- 障害の種別による制限あり
- 補装具の種類によっては、宮崎県身体障害者相談センターの判定が必要な場合あり



申請に必要なもの

- 手帳
- 印鑑
- 補装具費支給意見書（18歳未満のみ）

<参考>

対象者	支給種目
肢体不自由	義手、義足、体幹装具、上下肢装具、座位保持装置
	歩行補助杖（介）、車椅子（介）、歩行器（介）等
視覚障害	盲人安全杖、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器
内部障害	歩行補助杖（介）、車椅子（介）、歩行器（介）



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



日常生活用具：補装具：介護保険と共通



対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持している方で別表に掲げる要件を満たす方



内容

日常生活を用意にするための用具を給付します。



制度

- 原則 1 割の自己負担あり
- 等級、障害の種別、世帯構成により制限あり



申請に必要なもの

- 手帳
- 印鑑



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



居宅サービス（ホームヘルプ）：居宅系：介護保険と共通



対象者

在宅で、身体障害者手帳、療育手帳（同程度と認められる方を含む）精神障害者保健福祉手帳（同程度と認められる方を含む）のいずれかを所持しており、18歳以上の場合は、障害程度区分（1～6）の認定を受けた方。



内容

重度の障がい児・者が、その有する能力や適正に応じ自立した日常生活や社会生活を営むのに必要な介護者がいない場合、ヘルパーを派遣し身体介護や家事援助、通院時の介助を行います。
原則1割の負担で、世帯の収入に応じ4段階（区分）の月額上限があります。



申請に必要なもの

- 手帳（知的障害者。精神障害者の場合、医師の診断書でも可）
- 印鑑
- 障害程度区分認定通知書又は障害福祉サービス受給者証



問い合わせ先

- ◎高千穂町役場 福祉推進課
- ◎社会福祉協議会



移動支援事業：居宅系



対象者

在宅で、身体障害者手帳、療育手帳（同程度と認められる方を含む）精神障害者保健福祉手帳（同程度と認められる方を含む）のいずれかを所持しており、移動のための支援が必要であると町長が認めた者。



内容

重度の障がい児・者が、その有する能力や適正に応じ自立した日常生活や社会生活を営むのに家庭に適切な介護者がいない場合、ヘルパーを派遣し外出の介助を行います。

原則1割の負担で、世帯の収入に応じ4段階（区分）の月額上限があります。



申請に必要なもの

- 手帳（知的障害者・精神障害者の場合、医師の診断書でも可）
- 印鑑



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



短期入所（ショートステイ）：居宅系：介護保険と共通



対象者

在宅で、身体障害者手帳、療育手帳（同程度と認められる方を含む）精神障害者保健福祉手帳（同程度と認められた方を含む）のいずれかを所持しており、18歳以上の場合は、障害程度区分（1～6）の認定を受けた方。



内容

介護者の都合により障害者が居宅で介護を受けることができない場合宿泊を伴う一時的な預かりをします。

原則1割の負担で、世帯の収入に応じ4段階（区分）の月額上限があります。



申請に必要なもの

- 手帳（知的障害者。精神障害者の場合、医師の診断書でも可）
- 印鑑
- 障害程度区分認定通知書又は障害福祉サービス受給者証



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



日中一時支援：居宅系



対象者

在宅で、身体障害者手帳、療育手帳（同程度と認められる方を含む）精神障害者保健福祉手帳（同程度と認められた方を含む）のいずれかを所持しており、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要である方。



内容

日中に監護者がいない場合や、障害者・児の日中活動の場、家族の就労支援、介護者の一時的な休息を目的とし、障害者・児の日中における一時的な預かりを行います。

原則1割の負担で、世帯の収入に応じ4段階（区分）の月額上限があります。



申請に必要なもの

- 手帳（知的障害者。精神障害者の場合、医師の診断書でも可）
- 印鑑



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



難病患者等居宅生活支援：居宅系：介護保険と共通



対象者

日常生活を営むのに支障があり、介護、家族などの支援を必要とする64歳以下の方で、次のすべてに該当する方。

- 特定疾患調査研究事業の対象疾患患者又は関節リウマチ患者。
- 症状が安定して在宅で療養が可能と医師に診断された方。
- 老人福祉法、障害者自立支援法、介護保険などによりヘルパー派遣などのサービスを利用していない方。



内容

次の3種類のサービスがあります。

ホームヘルプ	家庭にホームヘルパーを派遣し、入浴などの介助や家事などの日常生活の支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	難病患者等の方を介護している方が、病気などの都合により自宅での介護が困難となった場合に、一時的に病院などの医療施設に入所できます。
日常生活用具給付	一条生活に必要な便器、特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、歩行支援用具、電気式たん吸引器、車椅子などを支給します。 *17種目それぞれに身体状況の要件があります。



制限

- 所得に応じ利用者負担あり
- 短期入所の利用期間は、原則として1週間以内



申請に必要なもの

- 医師の診断書
- 印鑑



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



手話通訳者及び要約筆記者派遣：居宅系



対象者

身体障害者手帳（聴覚、音声または言語機能障害）を所持している方。



内容

手話通訳者または要約筆記者を派遣し、日常生活及び社会生活におけるコミュニケーションの仲介を行います。



申請に必要なもの

○手帳

○印鑑



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



訪問入浴サービス：居宅系：介護保険と共通



対象者
在宅の障害者。



内容
家庭において、入浴することが困難な重度障害者に対し、週2回を限度として、入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。
原則1割の負担で、世帯の収入に応じ4段階（区分）の月額上限があります。



制限
○在宅であること。
○入浴の際には家族が立ち会うこと。
○他の入浴サービスが受けられないこと。



申請に必要なもの
○手帳
○印鑑



問い合わせ先
◎高千穂町役場 福祉推進課



共同生活介護・共同生活援助（ケアホーム・グループホーム）：居宅系



対象者

療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方。
または、同程度の障害を有していると認められる方。



内容

知的障害者の自立生活を促すため、在宅や施設ではなく地域社会の中にある住宅での共同の生活を支援します。



制限

○自己負担あり。
○ケアホーム利用の場合、障害程度区分2以上の方が対象となります。



申請に必要なもの

○手帳
○障害程度区分認定通知書又は障害福祉サービス受給者証
○印鑑
○前年度の収入、預金等がわかる書類。



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



生活介護：居宅系



対象者

地域や入所施設において、安定的な生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方。



内容

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は産生活動の機会を提供します。



制限

- 原則1割の負担で、世帯の収入に応じ4段階（区分）の月額上限があります。
- 障害程度区分3以上の方（50歳以上の場合は2以上の方）が対象となります。



申請に必要なもの

- 手帳（知的障害者。精神障害者の場合、医師の診断書でも可）
- 印鑑
- 障害程度区分認定通知書又は障害福祉サービス受給者証



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



療養介護：居宅系



対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者。



内容

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。



制限

○原則1割の負担で、世帯の収入に応じ4段階（区分）の月額上限があります。

○筋ジストロフィー患者等で障害程度区分5以上の方（一部6以上の要件あり）が対象となります。



申請に必要なもの

○手帳

○印鑑

○障害程度区分認定通知書又は障害福祉サービス受給者証



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



自立訓練（機能訓練）：居宅系



対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活機能の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者。



内容

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

原則1割の負担で、世帯の収入に応じ4段階（区分）の月額上限があります。



申請に必要なもの

○手帳

○印鑑



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



自立訓練（生活訓練）：居宅系



対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活機能の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。



内容

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

原則1割の負担で、世帯の収入に応じ4段階（区分）の月額上限があります。



申請に必要なもの

○手帳（又は医師の診断書）

○印鑑



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



就労移行支援：居宅系



対象者

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ適性に合った職場への就労等が見込まれる方（65歳未満の方）。



内容

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

原則1割の負担で、世帯の収入に応じ4段階（区分）の月額上限があります。



申請に必要なもの

- 手帳（知的障害者・精神障害者の場合は、医師の診断書でも可）
- 印鑑



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



就労継続支援（A型：雇成型）：居宅系



対象者

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方（利用開始時に65歳未満の方）。



内容

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

原則1割の負担で、世帯の収入に応じ4段階（区分）の月額上限があります。



申請に必要なもの

- 手帳（知的障害者・精神障害者の場合は、医師の診断書でも可）
- 印鑑



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



就労継続支援（B型：非雇成型）：居宅系



対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定の年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が着たいされる方。



内容

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

原則1割の負担で、世帯の収入に応じ4段階（区分）の月額上限があります。



申請に必要なもの

- 手帳（知的障害者・精神障害者の場合は、医師の診断書でも可）
- 印鑑



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



身体障害者更生援護施設：施設系
(平成24年3月までに新体制へと移行します)



対象者
身体障害者手帳を所持している方（詳細は下表参照）



利用者負担
原則1割の定率負担（上限額設定あり）と食費・光熱水費の実費負担があります。



問い合わせ先
◎高千穂町役場 福祉推進課



知的障害者援護施設：施設系
(平成24年3月までに新体制へと移行します)



対象者
療育手帳を所持している方または同程度の障害を有していると認められる方。



利用者負担
原則1割の定率負担（上限額設定あり）と食費・光熱水費の実費負担があります。



問い合わせ先
◎高千穂町役場 福祉推進課



重症心身障害者（児）通園：施設系



対象者

重症心身障害者（児）（重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している方など）。



内容

通園の方法により、日常生活動作、運動機能の指導など必要な療育を行い、運動機能の低下を防止するとともにその発達を促します。食費等の実費負担あり。

〔A型〕利用定員15人/日（入浴、送迎あり）

【宮崎市総合発達支援センター（新別府町久保田657-4 tel21-1616）】



制限

在宅であること



その他

内容の詳細や、利用申請の手続きについては宮崎市総合発達支援センターにご相談下さい。



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



在宅障害者小規模作業所・地域活動支援センターⅢ形事業所
：施設系



対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している15歳以上の方。



内容

企業等への就労が困難な在宅の障害者を市内の作業所に通所させて、創作活動や日常生活訓練等を行い、自立を促すとともに生きがいを高めます。



制限

- 在宅であること
- 通所定員あり



地域活動支援センター一覧表

- 地域活動支援センターⅢ型事業所

作業所名	所在地
非特定営利活動法人 天岩戸友愛会 ふれあい作業所 あまてらす	高千穂町大字岩戸1065番地1 TEL : 74-8070 工藤 泰宏
非特定営利活動法人 一步会 福祉作業所 一步	高千穂町大字下野1433番地 TEL : 77-1477 佐藤 留理子
非特定営利活動法人 談笑会 高千穂焼作業所	高千穂町大字岩戸1501番地 TEL : 76-1936 佐藤 修



問い合わせ先

- ◎高千穂町役場 福祉推進課



重度障害者住宅改修費助成：補助・貸与：介護保険と共通



対象者

下記のいずれかの手帳を所持している方

- 身体障害者手帳1級～3級（ただし、上肢機能障害は1～2級）
- 療育手帳A



内容

障害の状態に応じて自宅の浴室やトイレ、居室等を改造する場合、それに要する費用を助成します。



制限

- 在宅であること
- 自己負担あり
- 所得制限
- 新築、増築、維持補修的な改修ではないこと
- 工事着工中、着工後ではないこと



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



自動車運転免許取得助成：補助・貸与



対象者

- 身体障害者手帳1級～3級所持している方。
- 身体障害者手帳4級で、かつ道路交通法の規定により自転車に身体に応じた補助手段を講ずること又は補聴器を使用することが必要とされている方。
- 上記条件のいずれかに該当する施設入所者で、施設長が免許取得を必要と認めた方。



内容

免許取得費用（自動車学校の授業料等）を助成します。



制限

- 免許取得後の申請は助成対象外です。必ず、免許取得前に申請し、交付決定を受けてから取得してください。
- 所得制限。



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



自動車改造費助成：補助・貸与



対象者

以下の全ての要件に該当する方

- 身体障害者手帳1級～2級（上肢、下肢、体幹に係るもの）を所持している方。
- 道路交通法の規定により、身体に応じた操向装置及び駆動装置を講ずる必要のある方。



内容

自動車を改造するための費用を10万円を上限として助成します。



制限

- 所得制限。
- 改造後の申請は助成対象外です。必ず、改造前に申請し、交付決定を受けてから改造して下さい。



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



福祉電話貸与：補助・貸与：介護保険と共通



対象者

- 一人暮らしであっておおむね65歳以上の方
- 町長が必要と認める高齢者及び身体障害者。



内容

定期的な安否の確認や緊急時の連絡手段として、電話の設置が必要な方に対し、町が所有する福祉電話を貸与します。



制限

- 在宅であること。
- 生計中心者の前年度所得課税年額に応じて、装置及び取り付けの費用の補助率を定めるものとする。ただし新設の場合についてのみとする。



申請に必要なもの

- 申請書の提出に基づき設置決定する。
- 印鑑



問い合わせ先

- ◎高千穂町役場 福祉推進課



所得税・住民税の障害者控除：控除・割引等



対象者

納税義務者自身が障害者である場合、または控除対象配偶者及び扶養親族のうちに障害者がいる納税義務者が対象になります。



内容

障害者1人につき以下の金額を所得金額から差し引くことができます。

対象者（前年12月31日の現在）	所得税	住民税
〔特別障害者〕 身体障害者手帳 1、2級 療育手帳A	40万円	30万円
精神障害者保健福祉手帳 1級 同居加算額（*1）	35万円	23万円
身体障害者手帳 3級～6級 療育手帳 B1、B2 精神障害者保健福祉手帳 2、3級	27万円	26万円

*1) 納税義務者が、特別障害のある控除対象配偶者または扶養親族と同居している場合は、配偶者控除または扶養控除の金額に、所得税で35万円、住民税23万円を加算できます。



問い合わせ先

◎高千穂町役場 税務課

*税金については、このほか相続税や・贈与税の減免措置がありますので、詳しくは宮崎県税務署までお問い合わせください。



事業税の非課税措置：控除・割引等



内容

重度の視力障害者（量目の視力を喪失した方及び両目の視力の和が0.06以下の方）が、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等の医業に類する事業を行う場合は、非課税になります。



問い合わせ先

◎高千穂町役場 税務課



自動車税の非課税措置：控除・割引等

*減免できる自動車は、所有者の名義が障害者本人かつ自動車検証に「自家用」と記載されているもので障害者1人につき1台限りです。
(自動車税と軽自動車税は、同時に両方の減免を受けることはできません。)

【自動車税(自動車取得税)・軽自動車税の対象者一覧】

本人の運転の場合＝●、生計同一者又は常時介護者運転の場合＝○

*▲、△はそれぞれ等級の一部のみ該当。

身体障害者手帳の 障害の区分		等級					
		1	2	3	4	5	6
視覚障害		●○	●○	●○	▲△(4級の1)		
聴覚障害			●○	●○			
平衡機能障害				●○			
喉頭摘出による 音声機能障害				●○			
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱 又は直腸、小腸機能障害		●○		●○			
ヒト免疫不全ウイルスに よる免疫機能障害		●○	●○	●○			
上肢不自由		●○	▲△(2級の1、2)				
下肢不自由		●○	●○	● △(3級の1)	●	●	●
体幹不自由		●○	●○	●○		●	
乳幼児期以 前の日進 性の脳病変 による運動 機能障害	上肢 機能	▲△ ▲△(一上肢のもの運動機能障害を除く)					
	移動 機能	●○	●○	●	●	●	●
併合級について		●○	●○	●○	●		
療育手帳		「A判定」●・○ 「B1・B2判定」○ *特別支援学校の通学に使用する場合のみ					
精神障害者保健福祉手帳		「1級」●・○					

*療育手帳(A判定)及び精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者で、運転免許証を所持されている場合は、税事務所にご相談下さい。



問い合わせ先

◎高千穂町役場 税務課(軽自動車の場合)

◎延岡県税事務所(普通自動車の場合)



運賃割引：控除・割引等

○身体障害者手帳の「第1種」と「第2種」については、等級表を参照ください。

○療育手帳については、「第1種」=A,「第2種」=B1、B2です。



1.JR（バスを含む）

	割引の対象者	種類	割引率	割引特記事項
第1種障害者	本人が単独で利用する場合	普通乗車券	5割引	片道101km以上利用した場合に限る
	本人が介護者同伴で利用する場合	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	本人 介護者 とも 5割引	介護者は1人のみ適用
第2種	本人	普通乗車券	5割引	片道101km以上利用した場合に限る

【手続き】各駅窓口等に手帳を掲示し購入

*療育手帳に写真のない方は事前に障害福祉課へご連絡ください。
(留意事項)

○介護者の定期乗車券は、障害者が「通学者」であっても「通学定期券」を割引します。

○バスの場合、定期乗車券は3割引となります。

○バスの場合、割引の回数乗車券は、販売していません。



2.フェリー

割り引き対象者、割引率、割引適用乗車券の種類等は、船舶会社によって取り扱いが異なりますので、各船舶会社の支店又は営業所へお問い合わせください。



3.航空運賃

		割引対象者	割引率	種類	備考
身体障害者手帳	第1種	本人 介護者1人	おおむね 25% *各航空会社によって	国内線全区間の航空券	障害者本人が3歳以上 12歳未満の場合は介護者のみ割引
	第2種	本人	社によって		年齢制限(12歳以上)
療育手帳	第1種	本人 介護者1人	異なるのでそれぞれに		身体障害者「第1種」と同じ
	第2種	本人	お問い合わせ下さい。		身体障害者「第2種」と同じ

【手続き】各航空会社窓口等に手帳を提示し購入



4.宮崎交通バス

		割引対象者	割引率	種類	備考
身体障害者手帳	第1種	本人 介護者1人	50% 50%	宮崎交通の乗車券	介護者割引については障害福祉課で介護シールの貼付が必要
	第2種	本人	50%		
療育手帳	第1種	本人 介護者1人	50% 50%		介護者割引については障害福祉課で介護シールの貼付が必要
	第2種	本人 *介護者1人	50% 50%		*介護者割引については本人が通学の場合のみ(学校の証明が必要)

【手続き】バスを利用する際、直接提示

注) 本人が小学生以下の場合は、割引制度があるため、以下のとおり取り扱いが異なります。

- ①本人が、小学生未満の場合は、本人は無料、介護者は半額。
 - ②本人が、小学生(小児料金適用)の場合は、本人は4分の1の額、介護者は半額。
- 第1種は、本人・介護者ともに割引、第2種は本人のみ割引であることは変わりません。



5.ふれあいバス

(1) 第1種身体障害者・知的障害者A・精神障害者

利用形態	乗車券の種類	対象者	割引後の金額及び割引率			購入時の条件
			基準額	大人	子供	
単独で利用する場合	現金 回数乗車券	本人	大人の100円区間	100円	100円	手帳呈示
			大人の200円区間			
			大人の300円区間			
			大人の400円区間	200円		
			大人の500円区間			
			大人の600円区間			
		大人の700円区間	300円			
定期乗車券	定期券使用料額の5割					
介護者と共に利用する場合	現金 回数乗車券	本人 介護者	大人の100円区間	100円	100円	
			大人の200円区間			
			大人の300円区間			
			大人の400円区間	200円		
			大人の500円区間			
			大人の600円区間			
		大人の700円区間	300円			
定期乗車券	定期券使用料額の5割					

(2) 第2種身体障害者・知的障害者B

利用形態	乗車券の種類	対象者	割引後の金額及び割引率			購入時の条件
			基準額	大人	子供	
単独で利用する場合	現金 回数乗車券	本人	大人の100円区間	100円	100円	手帳呈示
			大人の200円区間			
			大人の300円区間			
			大人の400円区間	200円		
			大人の500円区間			
			大人の600円区間			
		大人の700円区間	300円			
定期乗車券	定期券使用料額の5割					
介護者と共に利用する場合（本人が12歳未満に限る）	現金 回数乗車券	介護者	無 *本人の現金・回数券の利用については、「単独で利用する場合」に準ずる。			
	定期乗車券	本人 介護者	定期券使用料額の5割			手帳呈示

*介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が身体障害者等と同一で、身体障害者等の乗車券と同時に購入されるものでなければならない。

*介護者の割引乗車券は、身体障害者等とその介護者が同一の自動車に乗車する場合に限って有効とする。



タクシー運賃割引：控除・割引等



対象者

身体障害者手帳、療育手帳のいずれかを所持している方



内容

乗車時に手帳を掲示することにより、タクシー運賃の一部を割引します。（リフト付福祉タクシーにも利用できます）



問い合わせ先

◎各タクシー営業所



更生医療見舞金



対象者

更生医療の認定を受けた方



内容

月額6.000円（5ヶ月目より8.000円）
年3回（7月、12月、4月）支給



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



有料道路通行料割引：控除・割引等



対象者

◎本人運転の場合

身体障害者手帳を所持している方

◎介護者運転の場合

身体障害者手帳「第1種」または療育手帳「A」を所持している方



内容

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用する障害者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路通行料金を割引します。（割引率…半額）



制限

○自動車は、障害者1人につき1台。

○自動車の名義は障害者本人又は生計同一者

（ただし、障害者及び生計同一者が自動車を所有していない場合は障害者を日常的に介護している方の名義でも可）

○自動車は「自家用車」であること（ただし、適用されない車があります。）



申請に必要なもの

○手帳

○車検証

○免許証（本人運転の場合）

*ETCをご利用の場合には、下記の書類も必要となります。

○ETCカード（障害者本人名義）

○ETC車載器セットアップ申込書・証明書等



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課



公共施設等入場割引：控除・割引等

身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方は手帳を提示することにより、下記の施設での入場料の割引が受けられます。

施設名	対象者	割引内容	備考
宮崎科学技術館 TEL：29-5281	本人	無料	
	介護者	半額	本人が身障1・2級、療育、精神
フローランテ宮崎 TEL：29-5283	本人	無料	
	介護者	無料	本人が身障第1種、第2種（2級のみ）、療育、精神
宮崎市フェニックス自然動物園 TEL：29-5283	本人	無料	
	介護者	無料	本人が身障1・2級、療育、精神
宮崎県立美術館 TEL：29-5283	本人	無料	
	介護者	無料	

* 駐車場について

宮崎市フェニックス自然動物園の駐車場については、身体、知的、精神の手帳提示により無料。宮崎県総合運動公園の駐車場料金についても、身体、知的、精神の手帳提示により無料。



高千穂温泉・岩戸温泉

- 1.身体障害者手帳所持者（1・2級）、療育手帳（A）及び身体障害者手帳所持者（3級）で、かつ療育手帳所持者（B）は無料とする。
- 2.その他の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、使用料を200円減額する。
- 3.高千穂温泉回数券は、温水プールと共通利用券とし、1日に限って両施設の利用ができるものとする。



高千穂町いきいき温水プールすこやか館

- 1.身体障害者手帳所持者（1・2級）、療育手帳（A）及び身体障害者手帳所持者（3級）で、かつ療育手帳所持者（B）は無料とする。
- 2.その他の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、使用料を200円減額する。
- 3.温水プールの回数券は、高千穂温泉と共通利用券とし、1日に限って両施設の利用ができるものとする。

NHK受信料の免除：控除・割引等

◎半額免除の場合



対象者

下記の障害者でNHKと受信契約をしている方。

○視覚障害または聴覚障害者

○身体障害者手帳1、2級の肢体不自由者（体幹機能障害を含む）



内容

放送受信料を半額免除する証明書を発行します。



制限

○対象者が世帯主であること。



申請に必要なもの

○手帳

○印鑑

◎全額免除の場合



対象者

下記の世帯主に属し、受信契約をしている方。

○身体障害者手帳所持者が属する生活困窮な世帯。

○療育手帳「A」所持者が属し、世帯全員が市民税非課税である世帯。



内容

放送受信料を全額免除する証明書を発行します。



申請に必要なもの

○手帳

○印鑑

○収入を明らかにするもの
（年金の改定通知書等）



問い合わせ先

◎高千穂町役場 福祉推進課

定期預金等の利子非課税：控除・割引等



対象者

身体障害者手帳、療育手帳のいずれかを所持している方



内容

350万円までの定期預金の利子に対する課税が非課税になる制度でマル優、マル特の合計700万円までが非課税となります。

なお、他に利率の高い福祉定期預金がありますので、詳細は各金融機関までお問い合わせください。



雇用安定：その他の各種制度



対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方で、就職を希望している方。

*宮崎障害者職業センターの利用にあたっては、上記の手帳を所持していない障害者でも利用が可能です。



内容

①職業相談	就職や職業生活に関する相談、職業紹介を行います。
②職業指導	ケースワーク式による、きめ細かな就職指導を行います。
③公共職業訓練	必要な技術を習得させ、自立に向けた訓練を行います。
④職場適応訓練	障害者の作業環境適応を目的に事業主に委託して訓練を行います。
⑤職場評価	職業に関する適性について自己理解を深めたり、また今後の進路選択を検討したりするために、各種の適性検査等を実施しています。
⑥ジョブコーチ支援事業	職場での適応に課題を有する障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、課題解決を図る事業です。採用の前に実習として実施することもできます。
⑦職業準備訓練	就職に向けて、必要な基本的労働習慣を身に付けていただくためのプログラムです。訓練期間は実施機関により異なります。
⑧職業適応指導	就職後の職場定着に向けた本人及び職場への支援を行います。



制限

①～⑦…精神障害者の方は、症状が安定し就労可能と主治医が認める方（主治医の意見書により確認します。）

⑥・⑦…職業センターでの職業相談、職業評価を通じて適当であると判断を受けた方。



問い合わせ先

- ◎①～④、⑧…宮崎公共職業安定所
- ◎②、⑤～⑧…宮崎障害者職業センター
- ◎ ⑦、⑧ …宮崎障害者雇用支援センター
- ◎ハローワーク
- ◎のべおか障害者就業・生活支援センター
- ◎高千穂町役場 福祉推進課



駐車禁止除外措置：その他の各種制度



対象者

下記の等級以上の手帳所持者

◎身体障害者手帳

視覚障害4級の1、聴覚障害3級、平衡機能障害3級、上肢機能障害2級の2、下肢機能障害3級の1、体幹機能障害3級、脳原生運動機能障害（上肢機能）2級、脳原生運動機能障害（移乗機能）3級

療育手帳A



内容

(1)の対象者が、自動車を使用する場合は、駐車禁止の除外措置があります。「駐車禁止除外指定車標章」の有効期限は3年間です。以後更新が必要です。



制限

○県内ナンバーの自動車のみ対象

（県外ナンバーの自動車は県内ナンバーに登録変更してから申請して下さい）


○駐車できるのは、道路標識による駐車禁止場所だけです。


○駐・停車禁止場所（交差点、トンネル等の法定の駐・停車禁止場所や道路標識による指定の駐・停車禁止場所）や法定の駐車禁止場所（車庫から3m以内等）は駐車できません。


○「駐車禁止除外指定車標章」を運転席前面に表示して駐車すること。

* 詳細は住所地を管轄する警察署へお問い合わせください。

車椅子の貸し出し：その他の各種制度

-  福祉推進課（高千穂町）
 - （1）対象 町内に住所を有する身体障害者手帳又は療育手帳を所持する方。
 - （2）内容 一時的に車椅子を必要とする方に、無料で貸し出します。
 - （3）保有台数 4台 貸出期限 1ヶ月

-  社会福祉協議会（高千穂町）
 - （1）対象 一時的に車椅子を必要とする方。
 - （2）内容 無料で貸し出します。
 - （3）保有台数 8台 貸出期限 3ヶ月

-  高千穂町保健福祉総合センター（げんき荘）
 - （1）対象 一時的に車椅子を必要とする方。
 - （2）内容 無料で貸し出します。
 - （3）保有台数 4台 貸出期限 ヶ月



社会福祉協議会の在宅福祉サービス（高千穂町）



福祉なんでも相談事業

日常生活での色々な悩み事や介護等の福祉面の相談、また法律が絡む心配事などに、専門の相談員や弁護士が助言を行います。相談料は無料、秘密は堅く守られます。

○弁護士による無料法律相談

毎月第2水曜日（13：30～） 1回につき6人まで

*事前の申し込みが必要です。

○心配事相談

毎月第4水曜日（10：00～15：00で12：00～13：00休憩）

*場所はいずれも社会福祉協議会（老人福祉館）です。

*当日が祝・祭日の場合変更あり。



福祉機器貸出事業

病院や施設等から一時的に自宅へ戻られる時や、旅行等で必要な時などにお貸しします。

○貸出機器

車椅子、入浴用椅子、電動ベッド、ポータブルトイレ等

○利用料金

無料

○貸し出し期間

3ヶ月

○利用方法

社会福祉協議会まで申し込んでください。



日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

自分の判断能力に不安があり、福祉サービスを利用したいが手続きがわからなかったり、預貯金の出し入れや管理に不安がある方にわかって利用の手続きや公共料金の支払い、大切な書類の管理などを行い、住み慣れた地域で暮らせるお手伝いをします。

*日常生活に不安を抱えている高齢者や、物忘れのある高齢者、知的精神に障害のある方等が対象です。

○利用料

相談は無料ですが、金銭管理等のサービスを利用する場合は、一時間まで800円（以降、30分迄毎に400円加算）です。

（生活保護は無料）

○利用方法

社会福祉協議会まで申し込んでください。



社会福祉協議会の在宅福祉サービス（高千穂町）



生活資金貸付事業

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯等や失業によって生活の維持が困難になった世帯に対して資金の貸付を行っています。

○生活福祉資金

- ・更生資金・福祉資金・修学資金・療養介護資金・緊急小口資金
- ・災害援護資金・離婚者支援資金・長期生活支援資金

●貸付限度額

資金により異なります。

●利息

年3% または無利息

○たすけあい資金

- ・生活費・医療費・教育費・住宅費・冠婚葬祭費・就職生業費
- ・災害対策費・その他

●貸付限度額

5万円以内

●利息

無利息

●申し込み・条件等

社会福祉協議会へお尋ねください。



ホームヘルパー派遣事業

介護保険制度に基づくよう支援・要介護認定を受けていない高齢者や身体障害者（児）、知的障害者（児）等の世帯を訪問し、ホームヘルパーが日常生活のお世話をします。

○サービス内容　：　身体介護・生活援助

○利用料

利用した時間やサービス内容によって異なりますので詳細はお尋ねください。

○利用方法

福祉推進課又は、社会福祉協議会まで申し込んでください。



サテライトデイサービス事業（高齢者の生きがいと健康づくり推進事業）

高齢者の方々を対象に、生きがいと健康づくり、社会参加を目的に、公民館などを使って行う出前型デイサービスです。

（町で実施公民館を指定します）

○サービス内容　：　生活指導、養護、健康チェック、食事など

○利用料

1回1000円（食事代を含む）

○利用方法

福祉推進課又は、社会福祉協議会まで申し込んでください。



社会福祉協議会の在宅福祉サービス（高千穂町）



ふれあい給食サービス事業

ひとり暮らし、二人暮らしの高齢者世帯や障害者等の世帯に食事をお届けします。

○サービス内容　：週に4日実施（夕食のみ）

○利用料

1食400円

○利用方法

福祉推進課又は、社会福祉協議会まで申し込んでください。